b　工事共同企業体の構成員のうち１者がイ(ｲ)の同種工事２の施工実績を有すること。

c　工事共同企業体の構成員のうち１者がイ(ｲ)の同種工事３の施工実績を有すること。

d　上記ａからｃに該当する構成員以外の構成員については、平成25年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事４の施工実績を有すること。

・同種工事４　高さ100ｍ以上かつ延床面積50,000㎡以上で、建物内に商業施設を包含し主要用途を事務所とした施設建築物の建設工事

(ﾛ)　設計実績　工事共同企業体の構成員のうち１者は上記(11)イ(ﾛ)のａ及びｂの条件を満たすこと。又は(12)に定める設計業者に実施設計を行わせる事ができること。

(12)　実施設計を工事請負予定業者以外の者に行わせる場合は、実施設計を行う者（以下「設計業者」という。）が次のイからチに掲げる条件を満たす者であること。この場合、当該の設計業者は申込者の一員とし、工事共同企業体の一員とはしない。

イ　「設計・施工に関する覚書」を締結する意思のある者であること。

ロ　独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

ハ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページの「入札・契約情報」→「入札心得、契約関係規定」→「入札関連様式及び標準契約書等」→「標準契約書等について」→「別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）

ニ　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から本工事を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

ホ　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある設計業者でないこと。

ヘ　一級建築士事務所登録のある者であること。

ト　平成25年度から公告日の前日までに完了した上記(11)イ(ﾛ)の同種設計２の設計実績を有すること（設計共同体としての実績は、代表者のものに限る。）

チ　当機構東日本地区における令和５・６年度の一般競争参加資格について「建築設計」の認定を受けている者であること。

(13)　基盤整備工事及び建設工事に次の基準を満たす監理技術者を各工事に専任で配置できること。（工事共同企業体の場合は、基盤整備工事の監理技術者については構成員のうちの１者が配置できればよい。また、代表者もしくは基盤整備工事の監理技術者を配置する構成員以外の構成員にあっては、主任技術者を建設工事に専任で配置できること。）なお、基盤整備工事及び建設工事の監理技術者は、次のイ、ロの基準を共に満たせば、同一人とすることができる。

イ　基盤整備工事の監理技術者は、次の(ｲ)から(ﾆ)に掲げる条件をすべて満たすこと。

(ｲ)　一級建築士又は１級建築施工管理技士又は１級土木施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

(ﾛ)　平成20年度から公告日の前日までの期間に、上記(11)イ(ｲ)の同種工事２又は同種工事３についての経験を有する者であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、同種工事の経験とはみなさない。

ａ　同種工事２および同種工事３の契約時点で上記イ(ｲ)の資格を有していること。

ｂ　同種工事２および同種工事３の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（発注者等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

(ﾊ)　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ﾆ)　工事受注予定業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

ロ　建設工事の監理技術者は、次の(ｲ)から(ﾆ)に掲げる条件をすべて満たすこと。

(ｲ)　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

(ﾛ)　平成20年度から公告日の前日までの期間に、単独申込及び工事共同企業体申込の代表者にあっては上記(11)イ(ｲ)の同種工事１についての経験を有する者（工事共同企業体申込の代表者もしくは基盤整備工事の監理技術者を配置する構成員以外の構成員にあっては、上記(11)ロ(ｲ)の同種工事４に掲げる工事についての経験を有する者）であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、同種工事の経験とはみなさない。

ａ　同種工事１および同種工事４の契約時点で上記ロ(ｲ)の資格を有していること。

ｂ　同種工事１および同種工事４の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

(ﾊ)　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ﾆ)　工事受注予定業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

(14)　実施設計においては、次のイからハに掲げる条件をすべて満たす管理技術者を配置できること。（実施設計を上記(12)に定める申込者の一員に行わせる場合は、上記(12)に定める設計業者に配置できること。）

イ　一級建築士の資格を有する者。

ロ　平成20年度から公告日の前日までに完了した上記(11)イ(ﾛ)の同種設計２の設計について元請として従事した経験を有する者であること。

ハ　工事受注予定業者（実施設計を申込者の一員に行わせる場合は、設計業者）と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

(15)　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

イ　会社としての「契約不適合処理体制」が整備されていること。

ロ　施工に当たって、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

(16)　当機構が東日本地区で発注した工事種別「建築」又は「土木」において調査基準価格を下回った価格をもって令和３年４月１日以降に契約し、工事成績評定が68点未満である者（工事共同企業体又は工事共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）については、次の条件を満たしていること。

・機構が発注した工事種別「建築」又は「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

・機構が発注した工事種別「建築」又は「土木」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、申請書等の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(17)　低入札価格調査対象となった場合には、上記(13)に掲げる基準を満たす専任の技術者をすべての工事に１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。（工事共同企業体申込の場合は、工事共同企業体として上記に掲げる技術者の追加配置を求めるものとする。）

(18)　以下のいずれかについて届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

イ　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

ロ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ハ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務